

# 社団法人 富山県浄化槽協会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、社団法人富山県浄化槽協会（以下「協会」という。）という。

(事務所)

第2条 協会は、事務所を富山市総曲輪2丁目1番3号に置く。

(支部)

第3条 協会は、理事会の定めるところにより支部を設けることができる。

(目的)

第4条 協会は、浄化槽の製造、工事及び保守点検を適正に行うため、浄化槽に関する正しい知識の普及及び技術の向上に努めることにより、県民の環境保全に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 浄化槽についての正しい知識の普及に関する事業
- (2) 浄化槽の構造、工事及び保守点検の適正化に関する事業
- (3) 浄化槽に関する講習会、研修会等の開催
- (4) 浄化槽法に基づく法定検査
- (5) 浄化槽に関する図書、機関誌等の発行
- (6) 浄化槽に関する調査研究及び行政機関の施策への協力
- (7) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会員

(種別)

第6条 協会の会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 浄化槽の製造、工事又は保守点検を業とする個人又は法人で協会の目的に賛同するもの。
- (2) 賛助会員 協会の目的に賛同し、事業に協力するもの。

(入会)

第7条 正会員になろうとする者は、入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員になろうとする者は、総会において定めるところにより、入会金を納入しなければならない。

2 会員は、総会において定めるところにより、会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員は、退会しようとするときは、その旨を会長に届けなければならない。

2 会員が死亡し、若しくは解散したとき又は正会員が第6条の資格を喪失したときは、退会したものとみなす。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において全正会員の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。

(1) 会費を2年以上納入しないとき。

(2) 協会の名誉をき損し、又は協会の設立の趣旨に反する行為をしたとき。

2 前項第2号の規定により会員を除名しようとするときは、その会員にあらかじめ通知するとともに当該会員に、除名の議決を行う総会において弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第11条 退会し、又は除名された会員が既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

### 第3章 役員

(種別及び選任)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 会 長 1人

(2) 副 会 長 3人

(3) 専務理事 1人

(4) 理 事 15人以上28人以内(会長、副会長及び専務理事を含む。)

(5) 監 事 2人

2 理事及び監事は、総会において選任する。

3 会長、副会長及び専務理事は、理事の互選により選任する。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

(職務)

第13条 会長は、この法人を代表し、会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 専務理事は、会長及び副会長を補佐して、日常の業務を処理する。

4 理事は、理事会を構成し、会務の執行を決定する。

5 監事は、民法第59条の職務を行う。

(任期)

第14条 役員任期は2年とする。ただし、補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任した場合又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第15条 役員に、役員としてふさわしくない行為があったときは、総会において、全正会員の4分の

3 以上の同意によりこれを解任することができる。

2 第 10 条第 2 項の規定は、前項の規定により役員を解任する場合に準用する。

(顧問)

第 16 条 協会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、この協会に功労があった者又は学識経験のある者のうちから理事会の議決を経て、会長が委嘱し、会長の諮問に応ずる。

(事務局)

第 17 条 協会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。

3 事務局長その他の職員は、理事会の議決を経て会長が任命する。

## 第 4 章 会議

(種別)

第 18 条 協会の会議は、総会及び理事会とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第 19 条 総会は、正会員をもって構成する。

2 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 20 条 総会は、この定款の別に定めるもののほか、協会の運営に関し重要な事項を議決する。

2 理事会は、この定款の別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会の議決した事項の執行に関すること。

(2) 総会に付議すべき事項。

(3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

(開催)

第 21 条 通常総会は、毎年 5 月に開催する。

2 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、又は全正会員の 5 分の 1 以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

3 理事会は、会長が必要と認めたとき、又は理事の 5 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示して請求があったときに開催する。

(招集)

第 22 条 会議は、民法第 69 条第 4 号に基づいて監事が招集する場合のほか、会長が招集する。

2 総会を招集するには、会員に対し会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して開催の日の 10 日前までに文書をもって通知しなければならない。

3 理事会を招集するには、理事に対し会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して開催の日の 5 日前までに文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第 23 条 総会の議長は、その総会において出席した正会員のうちから選任する。

2 理事会の議長は、会長がこれにあたる。

(定足数)

第 24 条 会議は総会においては正会員、理事会においては理事の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第 25 条 会議の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において議長は正会員又は理事として議決に加わる権利を有しない。

(書面表決)

第 26 条 やむを得ない理由のため会議に出席できない正会員又は理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の構成員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、書面表決者又は表決委任者は、前 2 条及び次条第 1 項第 3 号の規定の適用について出席したものとみなす。

(議事録)

第 27 条 会議の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会員又は理事の現在数
- (3) 会議に出席した会員の数又は理事の氏名
- (4) 議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、出席した正会員又は理事のうちから、その会議において選出された議事録署名人 2 人以上が、議長とともに署名押印しなければならない。

## 第 5 章 資産及び事業計画等

(資産の構成)

第 28 条 協会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会 費
- (3) 入 会 金
- (4) 寄付金品
- (5) 事業に伴う収入
- (6) 資産から生ずる収入
- (7) その他の収入

(資産の管理)

第 29 条 資産は、会長が管理し、その方法は、会長が理事会の議決を経て別に定める。

(経費の支弁)

第 30 条 協会の経費は、資産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算)

第 31 条 協会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、その年度開始前に総会の承認を得なければならない。ただし、やむを得ない事情があるため、その承認を得られない場合には、その事業年度開始後直ちに総会の承認を得なければならない。

2 前項ただし書に規定する場合においては、会長は、理事会の議決を経て、当該年度の予算が成立するまでの間、前年度の予算に準じて収入し、及び支出することができる。

3 前項の規定による収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

(事業報告、収支決算及び財産目録)

第 32 条 協会の事業報告、収支決算及び財産目録は、会長が作成し、監事の監査を経て、その年度終了後 2 か月以内に総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第 33 条 協会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

## 第 6 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 34 条 この定款は、総会において正会員の 4 分の 3 以上の同意を得、かつ富山県知事の認可を受けなければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第 35 条 協会は、民法第 68 条第 1 項第 2 号から 4 号まで及び同条第 2 項の規定により解散する。

2 総会の議決に基づいて解散をする場合は、全正会員の 4 分の 3 以上の同意を得なければならない。

3 解散のとき存する残余財産は、総会の議決を経、かつ、富山県知事の承認を得て、この協会と類似の目的を有する公益法人に寄付するものとする。

## 第 7 章 雑則

(細則)

第 36 条 この定款の施行に関し必要な事項は、会長が理事会の議決を経て別に定める。

## 附 則

1 協会の設立当初の役員は、第 12 条第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第 14 条の規定にかかわらず昭和 57 年 3 月 31 日までとする。

2 協会の設立当初の事業年度は、第 33 条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から、昭和 57 年 3 月 31 日までとする。

- 3 協会の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第 31 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 第 8 条の規定にかかわらず、別紙富山県浄化槽協会会員は本協会の会員とみなし、入会金は徴しない。

(附則)

この定款の一部変更は、富山県知事の認可のあった日から施行する。

# 会費及び入会金額

定款第8条に定める会員の会費及び入会金は、次のとおり定める。

## 会費

(内 訳)

(単位：円)

区 分			金 額
正会員通常会費	1業種につき	年 間	20,000
正会員特別会費	設 置 き	1 基につ	400
	施 工 き	1 基につ	200
	維持管理 き	1 基につ	100
賛助会員会費	団 体	年 間	20,000
	企 業	年 間	10,000
正 会 員	入 会 金		40,000

(平成9年度通常総会より改正)

# 委員会の設置等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社団法人富山県浄化槽協会（以下「協会」という。）の委員会の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 協会に、理事会の附属機関として、次の委員会を置く。

- (1) 総務委員会
- (2) 製造施工委員会
- (3) 保守点検委員会

(所掌事務)

第3条 委員会は、次の所掌事務について審議するものとする。

(1) 総務委員会

- ア 定款、事業計画、予算及び収支決算に関すること。
- イ 各種広報に関すること。
- ウ 各種委員会の調整に関すること。
- エ 他の委員会に属さないこと。

(2) 製造施工委員会

- ア 浄化槽の構造、機能及び工事の調査研究に関すること。
- イ 浄化槽の構造、機能及び工事の技術指導に関すること。
- ウ その他、浄化槽の設置及び工事等に関すること。

(3) 保守点検委員会

- ア 浄化槽の保守点検の調査研究に関すること。
- イ 浄化槽の保守点検の技術指導に関すること。
- ウ 浄化槽の保守点検に関すること。

(委員)

第4条 総務委員会の委員は、理事会において互選された理事とし、その他の委員会の委員は、会員のうちから理事会の承認を得て、会長が任命する。

- 2 各委員会は、委員 20 人以内で組織する。
- 3 委員長及び副委員長は、委員が互選する。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が必要と認めた時に招集する。

- 2 委員会の議長には、委員長をもって充てる。

附 則

この規程は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 60 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 61 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 10 年 7 月 22 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

# 社団法人 富山県浄化槽協会支部設置規程

(設置)

第1条 社団法人富山県浄化槽協会（以下「協会」という。）の定款第3条の規定に基づき、協会に支部を設ける。

(管轄区域)

第2条 支部の管轄区域は、各県厚生センター、同支所又は市保健所の所管区域とする。

(事務所)

第3条 支部の事務所は、各県厚生センター、同支所又は市保健所の所管区域内におく。

(目的)

第4条 支部は、協会の目的及び事業を管轄区域内に普及徹底するとともに、無届浄化槽の防止、保守点検の徹底及び法定検査の推進を図ることを目的とする。

(事務)

第5条 支部は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 浄化槽設置台帳等の整理
- (2) 浄化槽保守点検契約証の配付及び契約書の整理
- (3) 浄化槽の保守点検契約数の半期報告
- (4) 浄化槽の正しい知識の普及啓蒙事業
- (5) その他目的達成に必要な事項

(支部長及び職員)

第6条 支部に、支部長及び職員を置く。

- 2 支部長は会長が任命する。
- 3 職員の任免は、支部長が行う。

(連絡会)

第7条 浄化槽の無届防止、保守点検の徹底及び法定検査の推進について協議するため、関係行政機関及び団体で構成する連絡会を設けることができる。

(事業費)

第8条 第5条の事業を行うため、協会より事業費を助成する。

(会計)

第9条 支部の事業費は、支部長が管理する。

(予算及び決算)

第10条 支部の収支決算は、年度終了後10日以内にその事業報告とともに会長に提出するものとする。

(会計年度)

第11条 支部の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附 則

この規程は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 60 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 61 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 14 年 7 月 1 日から施行する。

# 浄化槽法定検査運営委員会設置規程

(設置)

第1条 社団法人富山県浄化槽協会（以下「協会」という。）が行う、浄化槽法定検査（以下「法定検査」という。）の業務を公正かつ適確にするため、協会に浄化槽法定検査運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 運営委員会は、理事会の委任を受け、定款第5条第4号の法定検査に関する事項を審議決定する。

2 運営委員会は、前項の審議決定事項について理事会に報告するものとする。

(構成)

第3条 運営委員会は、委員20名以内で構成する。

2 委員は、行政機関及び公益団体の代表並びに協会の理事会において互選された理事をもってあてる。

3 委員は、会長が委嘱する。

(委員長及び副委員長)

第4条 運営委員会に委員長1名、副委員長1名をおく。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員会は、運営委員会を主宰する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会議)

第6条 運営委員会は、委員長が招集し、会議の議長は委員長があたる。

2 会議の招集、議事運営に関してはすべて理事会の例による。

(庶務)

第7条 運営委員会の庶務は、協会事務局において処理する。

附 則

この規程は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和60年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、昭和62年6月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年7月22日から施行する。

附 則

この規程は、平成14年5月9日から施行する。

# 精度管理委員会設置規程

## (設置)

第1 11条検査の信頼性の確保を図るため、11条検査実施要綱に基づき、精度管理委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (審査事項)

第2 委員会は、次に掲げる技術的な事項について審査する。

- (1) 11条検査の適格性
- (2) 採水員検査の総合判定の客観性
- (3) 採水員検査の2次検査の方法、実施及び評価
- (4) 採水員検査のクロスチェックの方法、実施及び評価
- (5) その他11条検査の適正な実施に必要な事項

## (組織及び委員)

第3 委員会は、委員10人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者並びに行政機関及び協会を代表する者をもってあてる。
- 3 委員は、社団法人富山県浄化槽協会長（以下「会長」という。）が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。

## (委員長及び副委員長)

第4 委員会に委員長1名、副委員長1名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員が互選する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第5 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、必要に応じて関係者の意見を求め、意見を聞くことができる。

## (事務局)

第6 委員会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、社団法人富山県浄化槽協会に置く。

(報告)

第7 委員長は、審査事項について審査を終了したときは、審査結果を会長に報告するものとする。

(補則)

第8 この規程に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長がその都度関係者と協議して定める。

附則

この規程は、平成20年 1月17日から施行する。